

特定非営利活動法人ココン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ココンという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市南区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、児童及びその保護者ならびに地域住民に対して、放課後等における安全で安心な居場所の提供、学習支援、生活支援、食育、文化・体験活動及び地域交流に関する事業を行い、子どもの健全な育成及び保護者支援を図るとともに、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 放課後児童健全育成に関する事業
- ② 学習支援及び生活支援に関する事業
- ③ 児童の送迎支援に関する事業
- ④ 食育及び食事提供に関する事業
- ⑤ 将棋、合唱、農業体験その他の文化・体験活動に関する事業
- ⑥ 保護者支援及び子育て相談に関する事業
- ⑦ 地域交流及び世代間交流に関する事業

- ⑧ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初

の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 役員に欠員が生じた場合は、速やかに補充するものとする。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	上総 範子
理事	久保 千鶴
同	山野 彩
監事	山本 治三

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員年会費 1, 000 円
- (2) 賛助会員年会費 1 口 3, 000 円（1 口以上）

以上

(法第 10 条第 1 項関係)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 ココン

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	上総 範子		有
理事	久保 千鶴		無
理事	山野 彩		無
監事	山本 治三		無

(法第10条第1項第5号関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、放課後や学校休業日における児童の安全で安心な居場所の必要性がますます高まっています。また、集団生活に馴染みにくい子どもや、子育てと就労の両立に悩む保護者への支援も重要な社会課題となっています。

これらの課題に対応し、子どもの健全育成と地域福祉の向上に寄与することを目的として、本法人を設立します。

2 申請に至るまでの経過

私たちはこれまで、地域に根ざした学童保育活動を通じて、子ども一人ひとりに寄り添う家庭的な居場所づくりを実践してきました。学習支援や午後8時までの保育、長期休暇中の食事提供などの保護者支援のほか、体験活動を通じた地域交流、発達に特性のある子どもへの関係機関と連携したきめ細かい支援にも取り組んでいます。

今後、これらの活動を継続的かつ安定的に実施し、社会的信用や運営の透明性を高め、職員が安心して働ける環境を整えるためには、任意団体ではなく法人として運営していくことが必要であると考えました。法人化により地域住民や学校、関係機関との連携をさらに深め、子どもと保護者が安心して利用できる居場所づくりを推進するため、特定非営利活動法人の設立を申請するに至りました。

令和8年8月1日

特定非営利活動法人 ココン

設立代表者 住所

氏名 上 総 範 子

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ココン

1 事業実施の方針

設立当初の事業年度は、個人で行ってきた事業を法人に移行すること、会費の案内やパンフレット、チラシ、SNS投稿の作成及び準備を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数
放課後児童健全育成に関する事業	学童保育の運営等。	(A) 年間を通じて実施 (B) 法人事務所及び活動場所 (C) 理事、職員、ボランティア（4名）	(D) 小学生及びその保護者 (E) 延べ 300名
学習支援及び生活支援に関する事業	自主学習スペースの提供による児童の学習支援等。	(A) 年間を通じて実施 (B) 法人事務所及び活動場所 (C) 理事、職員、ボランティア（3名）	(D) 小学生及びその保護者 (E) 延べ 300名
児童の送迎支援に関する事業	学校、習い事、自宅等への送迎。	(A) 年間を通じて実施 (B) 法人事務所及び活動場所 (C) 理事、職員、ボランティア（4名）	(D) 小学生及びその保護者 (E) 延べ 200名

食育及び食事提供に関する事業	児童への手作り昼食の提供。	(A)年間を通じて実施 (長期休暇中中心) (B)法人事務所及び活動場所 (C)理事、職員、ボランティア（3名）	(D)小学生及びその保護者 (E)延べ 300名
将棋、合唱、農業体験その他の文化・体験活動に関する事業	将棋教室、合唱活動、畑での栽培体験 季節行事 地域交流活動等	(A)年間を通じて実施 (B)法人事務所及び活動場所 (C)理事、職員、ボランティア（5名）	(D)小学生及びその保護者 (E)延べ 150名
保護者支援及び子育て相談に関する事業	保護者との面談や相談の実施及び必要に応じた学校、児童館、専門機関との連絡調整。	(A)年間を通じて実施 (B)法人事務所及び活動場所 (C)理事、職員、ボランティア（2名）	(D)小学生及びその保護者 (E)延べ 50名

(法第10条第1項第7号関係)

令和9年度の事業年度の事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人ココン

1 事業実施の方針

事業計画に沿った活動を確実に実施し、不具合や問題点の発見があれば、理事会で協議の上速やかに善処する。これにより、当法人が目的とする安心安全の学童保育を運営する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数
放課後児童健全育成に関する事業	学童保育の運営等。	(A) 年間を通じて実施 (B) 法人事務所及び活動場所 (C) 理事、職員、ボランティア（4名）	(D) 小学生及びその保護者 (E) 延べ 300名
学習支援及び生活支援に関する事業	自主学習スペースの提供による児童の学習支援等。	(A) 年間を通じて実施 (B) 法人事務所及び活動場所 (C) 理事、職員、ボランティア（3名）	(D) 小学生及びその保護者 (E) 延べ 300名
児童の送迎支援に関する事業	学校、習い事、自宅等への送迎。	(A) 年間を通じて実施 (B) 法人事務所及び活動場所 (C) 理事、職員、ボランティア（4名）	(D) 小学生及びその保護者 (E) 延べ 200名

食育及び食事提供に関する事業	児童への手作り昼食の提供。	(A)年間を通じて実施 (長期休暇中中心) (B)法人事務所及び活動場所 (C)理事、職員、ボランティア（3名）	(D)小学生及びその保護者 (E)延べ 300名
将棋、合唱、農業体験その他の文化・体験活動に関する事業	将棋教室、合唱活動、畑での栽培体験 季節行事 地域交流活動等	(A)年間を通じて実施 (B)法人事務所及び活動場所 (C)理事、職員、ボランティア（5名）	(D)小学生及びその保護者 (E)延べ 150名
保護者支援及び子育て相談に関する事業	保護者との面談や相談の実施及び必要に応じた学校、児童館、専門機関との連絡調整。	(A)年間を通じて実施 (B)法人事務所及び活動場所 (C)理事、職員、ボランティア（2名）	(D)小学生及びその保護者 (E)延べ 50名

設立当初の事業年度 活動予算書

特定非営利活動法ノコン

法人成立の日から 令和9年 3月 31日まで

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	5,000		
賛助会員受取会費	3,000	8,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	50,000	50,000	
3. 事業費			
放課後児童健全育成事業収益	2,250,000	2,250,000	
4. その他収益			
受取利息	0		
受取寄付金	3,000	3,000	
経常収益計			2,311,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,250,000		
法定福利費	75,000		
人件費計		1,325,000	
(2) その他経費			
食材費	200,000		
教材・図書費	50,000		
消耗品費	90,000		
保険料	60,000		
車両費	115,000		
水道光熱費	140,000		
通信費	60,000		
修繕費	25,000		
文化・体験活動費	50,000		
その他経費計		790,000	
事業費計			2,115,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	10,000		
事務用品費	25,000		
支払手数料	15,000		
租税公課	10,000		
雑費	25,000		
その他経費計		85,000	
管理費計			85,000
経常費用計			2,200,000
当期経常増減額			110,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			111,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			111,000

令和9年度活動予算書

特定非営利活動法人コロン

令和9年 4月 1日から 令和10年 3月 31日まで (単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費	9,000	19,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000	100,000	
3. 事業費			
放課後児童健全育成事業収益	4,500,000	4,500,000	
4. その他収益			
受取利息	100		
受取寄付金	5,000	5,100	
経常収益計			4,624,100
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,500,000		
法定福利費	150,000		
人件費計		2,650,000	
(2) その他経費			
食材費	400,000		
教材・図書費	100,000		
消耗品費	180,000		
保険料	120,000		
車両費	230,000		
水道光熱費	280,000		
通信費	120,000		
修繕費	50,000		
文化・体験活動費	100,000		
その他経費計		1,580,000	
事業費計			4,230,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	20,000		
事務用品費	50,000		
支払手数料	30,000		
租税公課	20,000		
雑費	50,000		
その他経費計		170,000	
管理費計			170,000
経常費用計			4,400,000
当期経常増減額			224,100
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			224,100
前期繰越正味財産額			111,000
次期繰越正味財産額			335,100